

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (26年度)	令和4年度の措置状況	担当課	
<p>7. 住宅新築資金等貸付金 イ 長期延滞債務者については、保証人の見直しを執行されたい。 【意見】 (報告書216ページ)</p>	<p>長期延滞債務者について保証人に対して未収債権の請求を積極的に行っていないようである。その理由として、契約締結時に債務者本人の所得等調査は実行しているが、保証人については所得調査を行っていない。また、保証人は保証人の立場にありながら、債務者としての立場にもあり、相互保証している事実も中にはある。つまり、保証人は保証人としての能力があるかどうか不明であり、共倒れする債務者も発生する懸念があることから、保証人に直接の請求をしていないようである。</p> <p>確かに一般の民間金融機関のように貸付を目的とする趣旨そのものと性質が異なるため、このような事態になったと推測できるが、滞納率があまりにも高い現状では、保証人についても直接交渉を検討せざるを得ないケースも今後は発生すると思われる。そうなったときに困らないように、保証人について独自の検討を行い、要領等も含めたところで見直しの実行をされたい。</p>	<p>長期延滞債務者に係る保証人の見直しについては、現在の連帯保証人を見直すことは困難な状況であるが、連帯保証人が保証人としての能力があるかどうか等、実態把握に努める。</p>	<p>長期延滞債務者に係る保証人の見直しについては、現在の連帯保証人を見直すことは困難な状況である。</p> <p>また、死亡した滞納者の連帯保証人について今年度調査をしたところ、全員が死亡していることが判明した。</p> <p>既に契約から数十年が経過し債務者・連帯保証人も高齢者が多いことから、現況の再確認を行い、個別ケースに応じて不納欠損処理を含め滞納整理を行う。</p>	<p>人権・男女共同参画課</p>